

酒類総合研究所における保有個人情報の開示の実施の方法及び手数料等を定める規程を次のように定める。

平成17年3月30日

酒類総合研究所理事長 高橋 利郎

酒類総合研究所における保有個人情報の開示の実施の方法及び手数料等を定める規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第24条及び第26条の規定に基づき、独立行政法人酒類総合研究所(以下「酒類総合研究所」という。)における保有個人情報の開示の実施の方法及び開示請求に係る手数料等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、法及びこの規程に特別の定めがあるものを除くほか、酒類総合研究所における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する規程(平成17年酒類総合研究所訓令第5号)の定めるところによる。

(保有個人情報の開示の実施の方法)

第3条 保有個人情報の開示の実施の方法は、保有個人情報が記録されている文書の当該保有個人情報に係る部分につき、別表の左欄に掲げる文書の種別ごとに、それぞれ同表の右欄に定める方法により行うものとする。

(手数料の納付方法及び徴収)

第4条 開示請求に係る手数料(以下単に「手数料」という。)は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより納付しなければならない。

- 一 個人情報保護窓口において直接納付する場合 現金
- 二 郵送により納付する場合 現金書留

2 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第549号)第13条第1項の規定により、保有個人情報の開示を受ける者は、郵送料を納付して、保有個人情報が記録されている文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

3 個人情報保護窓口において手数料の納付を受けた場合は、当該個人情報保護窓口の個人情報保護窓口担当者の立会いの下に、当該個人情報保護窓口の属する担当係において、当該手数料を領収するものとする。

4 前項の規定により手数料の領収に立ち会った個人情報保護窓口担当者は、事後速やかに理事長の決裁を受けて、当該手数料の徴収の手続をとるものとする。

5 前項の決裁の事務は、これを当該決裁を主管する者の属する課の長に内部委任する。

(手数料の額)

第5条 手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書1件につき300円とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の文書を1件の文書とみなす。

一 一の文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の文書
(過誤納等の手続)

第6条 手数料が納付されていない場合には、個人情報保護窓口において、開示請求者に連絡をとり、開示請求書を返戻するとともに、所要の手数料額を納付するよう求めるものとする。

2 手数料が不足している場合には、個人情報保護窓口において、開示請求者に連絡をとり、所要の手数料の不足額を追納するよう求めるものとする。

3 手数料が多い場合には、個人情報保護窓口において、開示請求者に連絡をとり、過納額について還付請求をするよう求めるものとする。

4 正当な手続により納付された手数料については、前項の場合を除き、返還しないものとする。

5 保有個人情報の開示の実施の方法として当該保有個人情報が記録されている文書の写しの送付を求めるため、当該送付を行うために必要な額より少ない額の郵便切手が送付されてきた場合は、保有個人情報の開示を受ける者に連絡し、その不足分を追加して納付するよう求めるものとする。

6 保有個人情報の開示の実施の方法として当該保有個人情報が記録されている文書の写しの送付を求めるため、当該送付を行うために必要な額より多い額の郵便切手が送付されてきた場合は、できる限りその超過分を保有個人情報の開示を受ける者に返却するものとする。

附則

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

文書の種別	開示の実施の方法
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は9の項に該当するものを除く。）	<p>イ 当該文書又は図画の閲覧</p> <p>ロ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）若しくは日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの交付</p>
2 マイクロフィルム	<p>イ 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムをA1判以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧</p> <p>ロ 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付</p>
3 写真フィルム	<p>イ 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧</p> <p>ロ 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付</p>
4 スライド（10の項に規定する場合におけるものを除く。）	<p>イ 当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧</p> <p>ロ 当該スライドを印画紙に印画したものの交付</p>
5 録音テープ（10の項に規定する場合におけるものを除く。）又は録音ディスク	<p>イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取</p> <p>ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付</p>
6 ビデオテープ又はビデオディスク	<p>イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴</p> <p>ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付</p>
7 電磁的記録（5の項、6の項、8の項又は9の項に該当するものを除く。）	<p>次に掲げる方法であつて、造幣局がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。8の項において同じ。）により行うことができるもの</p> <p>イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧</p> <p>ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴</p>

	<p>ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付</p> <p>ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)に複写したものの交付</p> <p>ホ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</p>
8 電磁的記録(7の項ニ又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)	次に掲げる方法であって、造幣局がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
	イ 7の項イから八までに掲げる方法
	ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。)に複写したものの交付
	ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。)に複写したものの交付
	ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。)に複写したものの交付
	ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。)に複写したものの交付
9 映画フィルム	イ 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
	ロ 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
10 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合	イ 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
	ロ 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付